

日証協(審)9第279号
日証協(特会)9第279号
平成9年12月12日

会 員 代 表 者
特 別 会 員 代 表 者 殿

日 本 証 券 業 協 会
会 長 代 行 加 藤 精 一
副 会 長

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第9号)第4条に
規定する「顧客カード」のコンピュータ等の情報管理機器による取扱いについて

- 営業ルール照会制度に基づく照会及び回答 -

標記の件について、営業ルール照会制度に基づき、会員から照会のあった下記Ⅰ.の事項に
ついて、下記Ⅱ.のとおり回答いたしましたので、御通知申し上げます。

記

Ⅰ. 照会事項

「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第9号)第4条に規定す
る「顧客カード」については、コンピュータ等の情報管理機器により規則に定められている
記載事項が把握できるのであれば、書面に依らなくてもよい。

(照会事項に対する当社の考え方及び照会理由)

協会員は「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(公正慣習規則第9号)第4条
に基づき「顧客カード」を備え付けなければならないこととなっているが、当該「顧客カー
ド」は、適合性の原則の観点から、資力、投資経験等の顧客属性を把握することにより、当
該顧客に対し適正な投資勧誘を行うために作成するものであることに鑑み、「顧客カード」
の管理の仕方については、書面に依らずにコンピュータ等の情報管理機器に依る場合であっ
ても、少なくとも

- ① 規則に定められた必要記載事項が全て記録されており、且つ、いつでもその内容を端末
画面等から確認することができる
- ② データのバックアップ体制が整っている
- ③ 証券取引等監視委員会の検査等に対しては、顧客カードの提出を求められた場合、直ち
にプリントアウトできるシステムになっている

の条件が整っており、結果として書面により整備されているときと何等遜色のない対応ができるのであれば、当該規則には違反しないと考えられるため。

II. 照会事項に対する回答

貴見のとおり、取り扱われて差しつかえありません。

以 上